

安芸太田町上下水道料金審議会 (第2回)

日時：令和7年10月3日（金）14：00～

場所：安芸太田町役場 2階 大集会室

次第

1. 安芸太田町簡易水道の経営状況
2. 今後10年間の財政推計
3. 一般会計繰入金の考え方
4. 水道料金の改定

1. 安芸太田町簡易水道の経営状況

(1) 公営企業会計の仕組み

1. 安芸太田町簡易水道の経営状況

収益的収支（3条予算）

損益計算書

サービス提供に関する予算

当年度の収益や費用として計上しなければならないもの（＝支出の効果が当年度のみに及ぶ）

※現金支出が伴わないものも含む

資本的収支（4条予算）

賃借対照表

施設建設に関する予算

事業実施に費やす資本の増減（＝支出の効果が翌年度以降に及び、将来の収益に対応する）

※資産の取得、増設、施設の効率向上

料金収入	一般会計 繰入	その他の収入	
運用費用 (人件費、監理費等)	企業債 利息	非現金 支出	
			純 利益

原則、収益的収支で利益を生み出し、
非現金支出を加えた内部留保資金※を、
資本的収支の不足に充当する。

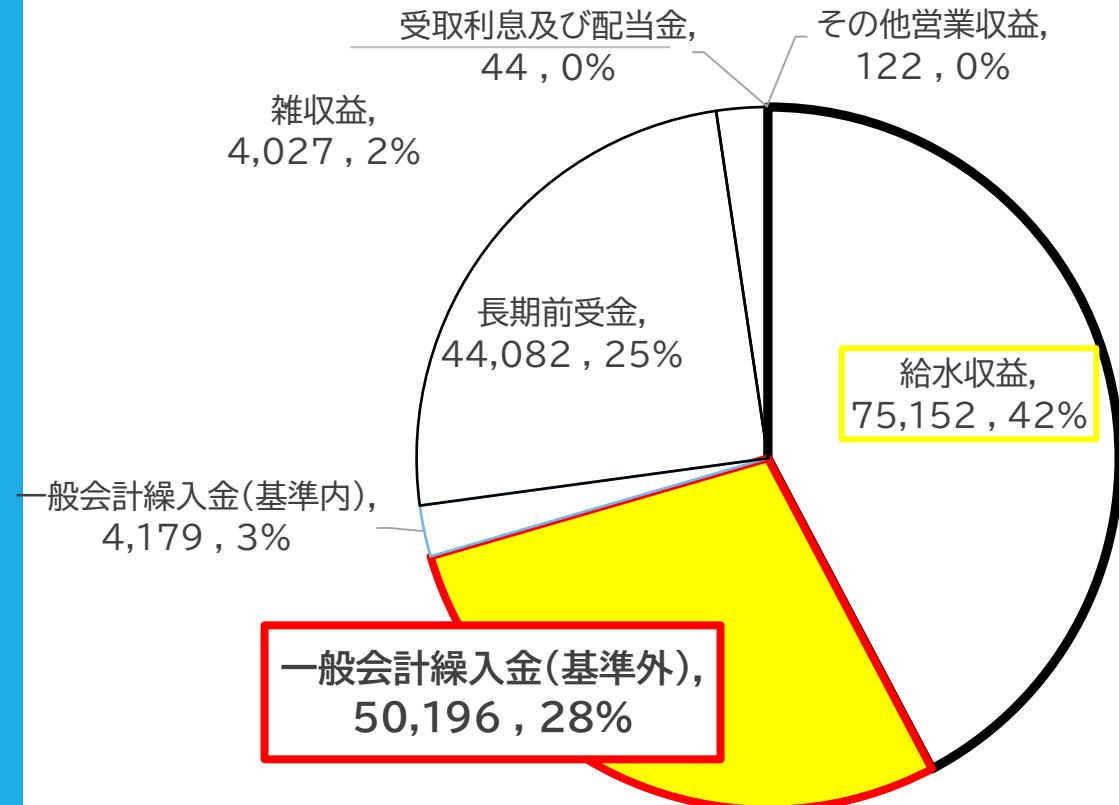
※内部留保資金：減価償却費等、実際にお金の支出がない費用計上によって生じた資金

一般会計繰入	企業債	国補助	資本的 収支 不足額
建設改良費			企業債 償還金

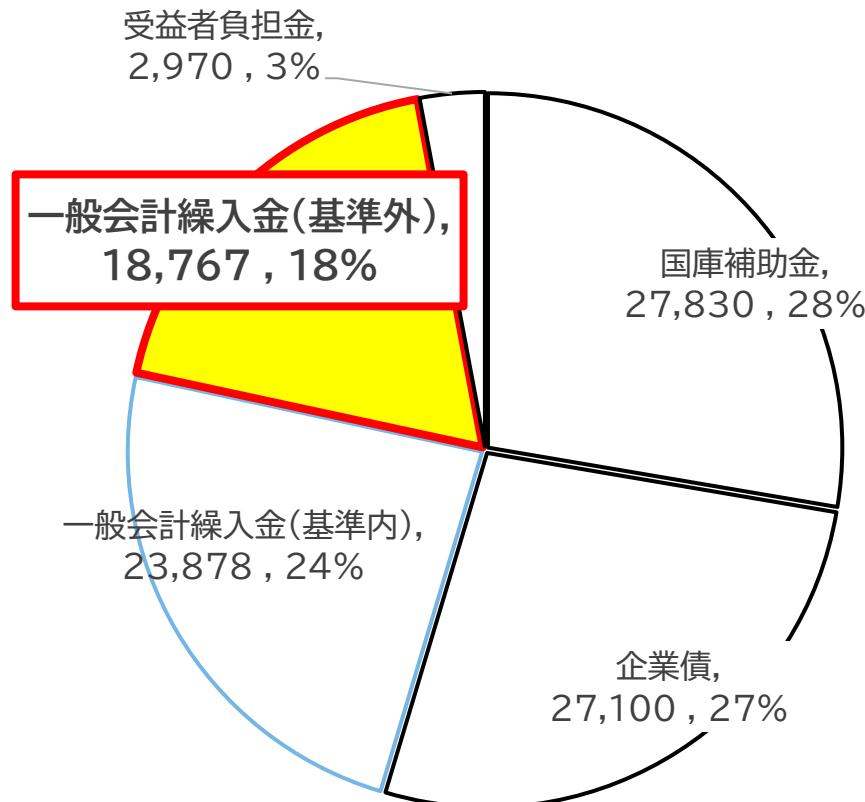
(2) 事業収益と資本的収入の状況【令和6年度決算額】

事業収益（3条）

単位：千円、%

資本的収入（4条）

単位：千円、%



[参考] 一般会計繰入金の区分

予算	区分	内容	繰入基準等
3条	基準内	建設改良費に要する経費（利子）	償還額の55/100 または 1/2
		高料金対策に要する経費	※ 15ページ参照
	基準外	赤字補填分	
4条	基準内	建設改良に要する経費（元金）	償還額の55/100 または 1/2
	基準外	町一般会計過疎債分	

※3条（収益的収入） 4条（資本的収入）

※基準内（総務省通知の基準に則った繰入金（地方交付税措置がある））、基準外（総務省通知の基準以外のもの）

○令和7年度の地方公営企業操出について（総財公第28号令和7年4月1日 総務副大臣通知）

簡易水道事業の建設改良に要する経費

簡易水道の事業統合推進に要する経費

簡易水道の高料金対策に要する経費

地方公営企業法の適用に要する経費

簡易水道未普及解消緊急対策事業に要する経費

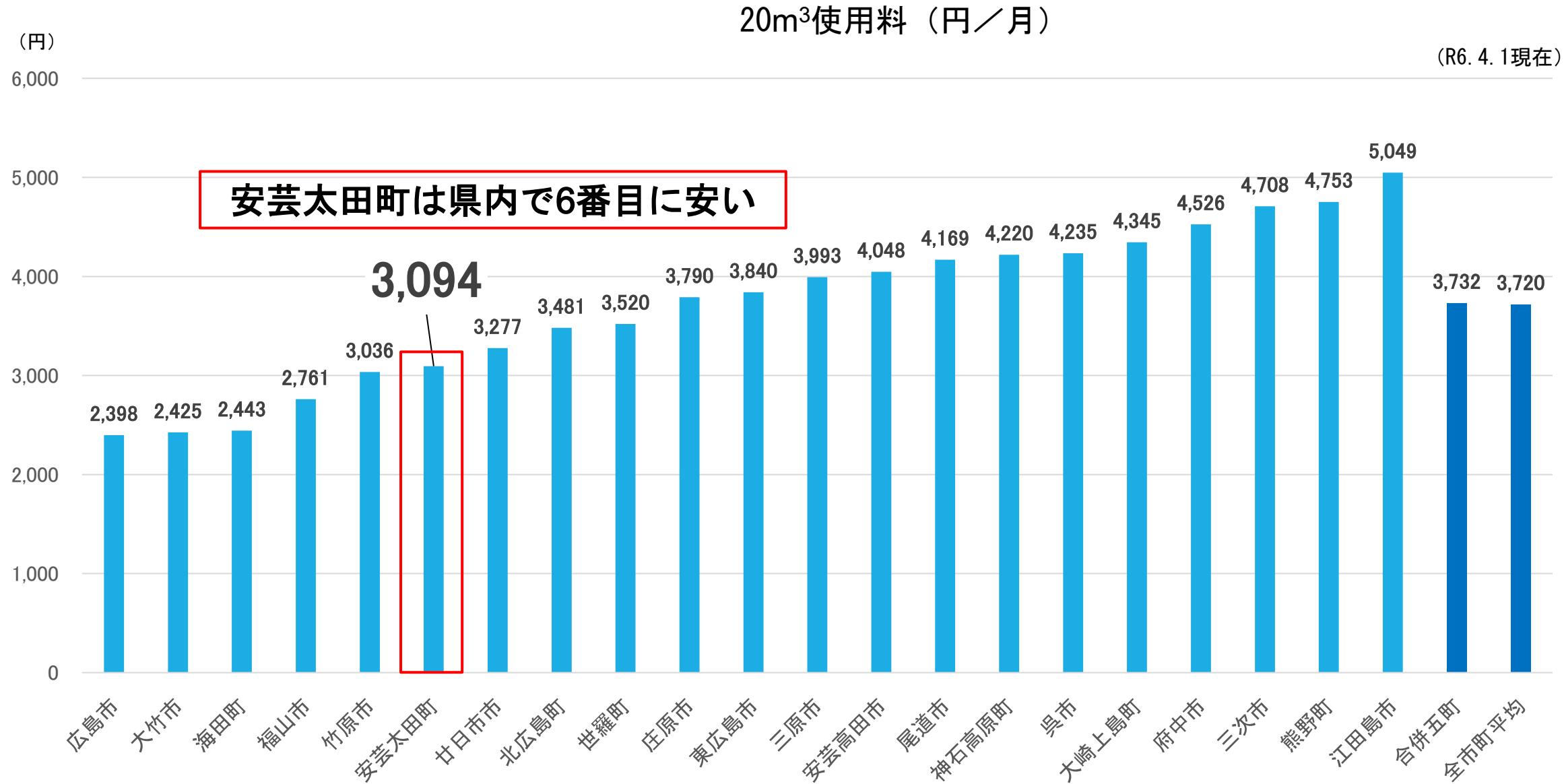
簡易水道の防災対策に要する経費

(3) 主要指標の類似団体比較

	令和6年度	【参考】県内類似団体（令和5年度）				R5年度 簡易水道事業 全体平均 (法適用)	指標の意味
	安芸太田町	北広島町	神石高原町	世羅町	大崎上島町		
料金回収率 (%)	56.8	62.8	66.4	94.5	93.8	58.3	給水にかかる費用がどの程度給水収益で賄えているかを表した指標であり、料金水準などを評価することが可能。100%を下回る場合、給水に係る費用が給水収益以外の収入で賄われていることを意味する。
給水原価 (円/m ³)	308.1	303.9	377.0	220.0	252.2	402.5	有収水量1m ³ あたりについて、どれだけの費用が掛かっているかを表す指標 明確な数値基準はない。経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握・分析し、適切な数値となっているか、対外的に説明できることが求められる。
供給単価 (円/m ³)	174.9	190.9	250.3	208.0	236.4	175.3	有収水量1m ³ あたりの収益

出典：「簡易水道事業年鑑」（法適用のみ）、「令和5年度広島県の水道の現況」

(4) 水道料金の県内市町比較



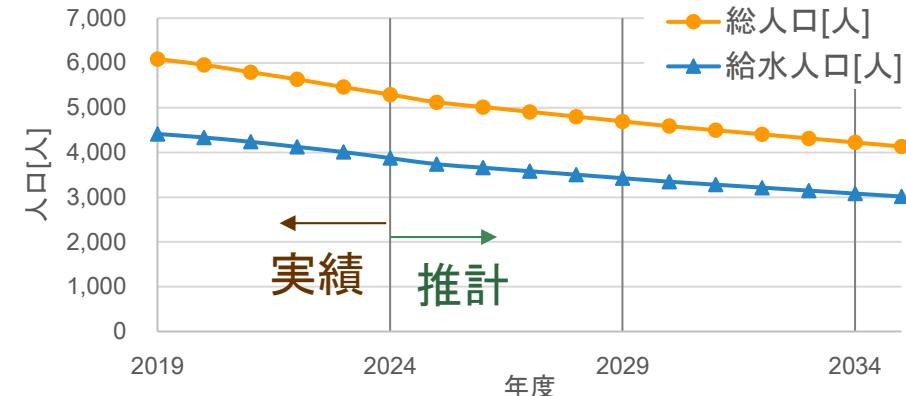
2. 今後10年間の財政推計

(1) 前提条件

【歳入 前提条件】

簡易水道加入率 (給水人口 ÷ 総人口) [%]	R6年度実績固定
給水人口 [人]	安芸太田町人口ビジョン×簡易水道加入率
一人当たり給水収益 [円/人]	R7年度見込み固定
長期前受金戻入 [円]	シミュレーション結果
その他	R6年度実績と同様
一般会計繰入金	3条分…R6年度を基準とし、毎年人口減少率に合わせて減 4条分…3条との計を人口減少率に合わせて減するが、建設事業費は繰り入れる
国補助金 [円]	建設改良費のうち、1/3
企業債 [円]	建設改良費から国補助金を引いた1/2分（残り1/2は過疎対策事業債充当）
有収水量 [m³]	R1～R6の実績を給水人口で線形近似

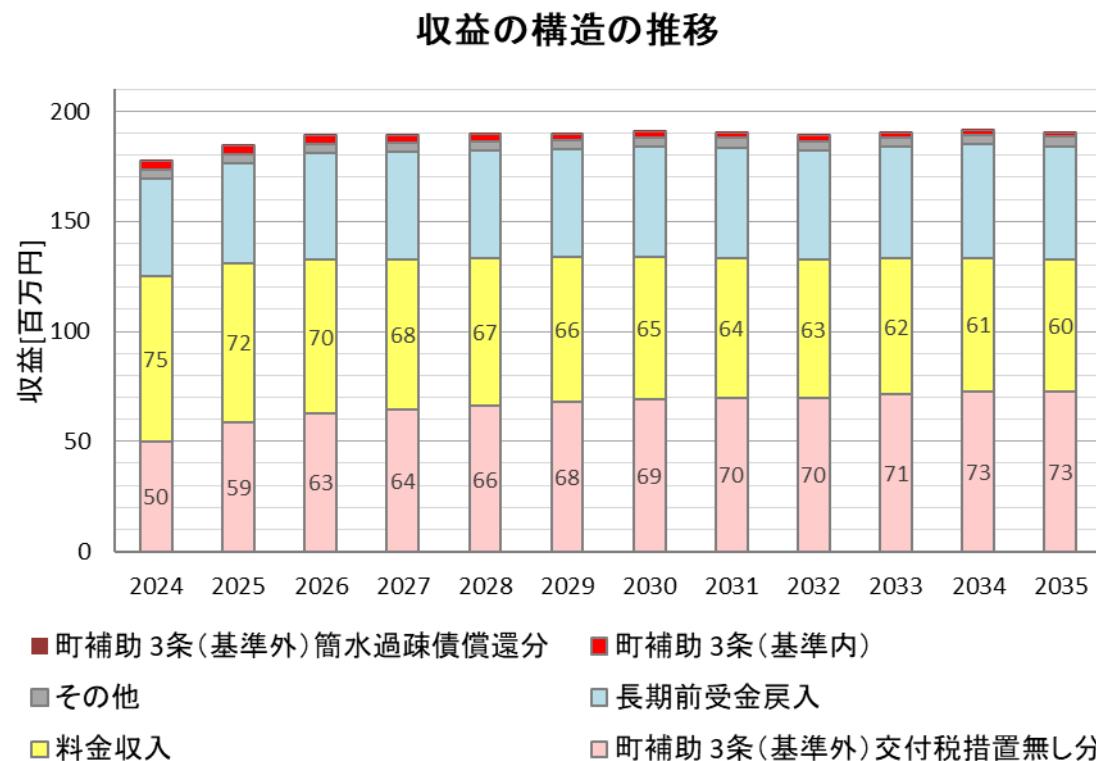
安芸太田町 総人口と給水人口の推移



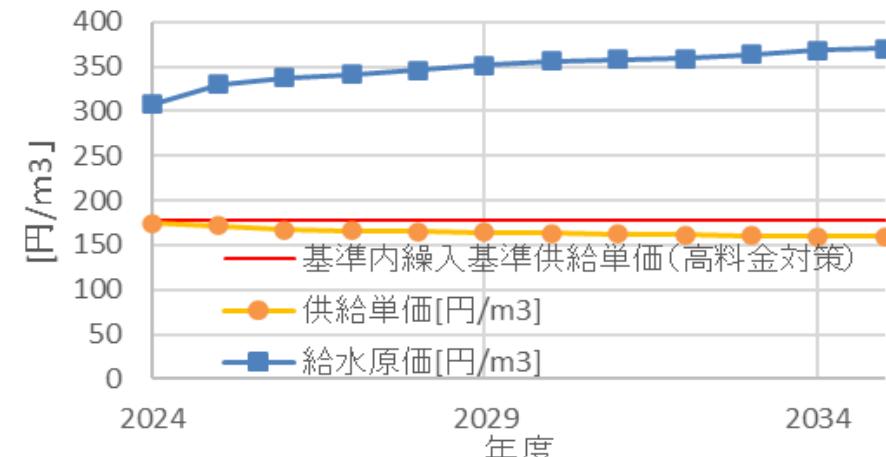
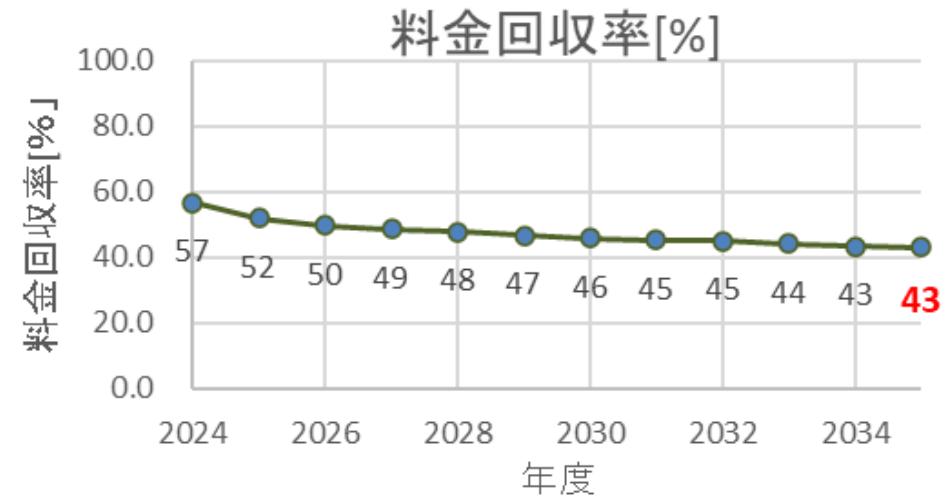
【歳出 前提条件】

人件費 [円]	R7年度予算と同様
動力費等運転経費 [円]	R6年度実績と同様
減価償却費 [円]	シミュレーション結果
建設改良費 [円]	全体として投資する区域は抑えた事業費

(2) 財政推計（現行料金）（3条予算収支を0とする）

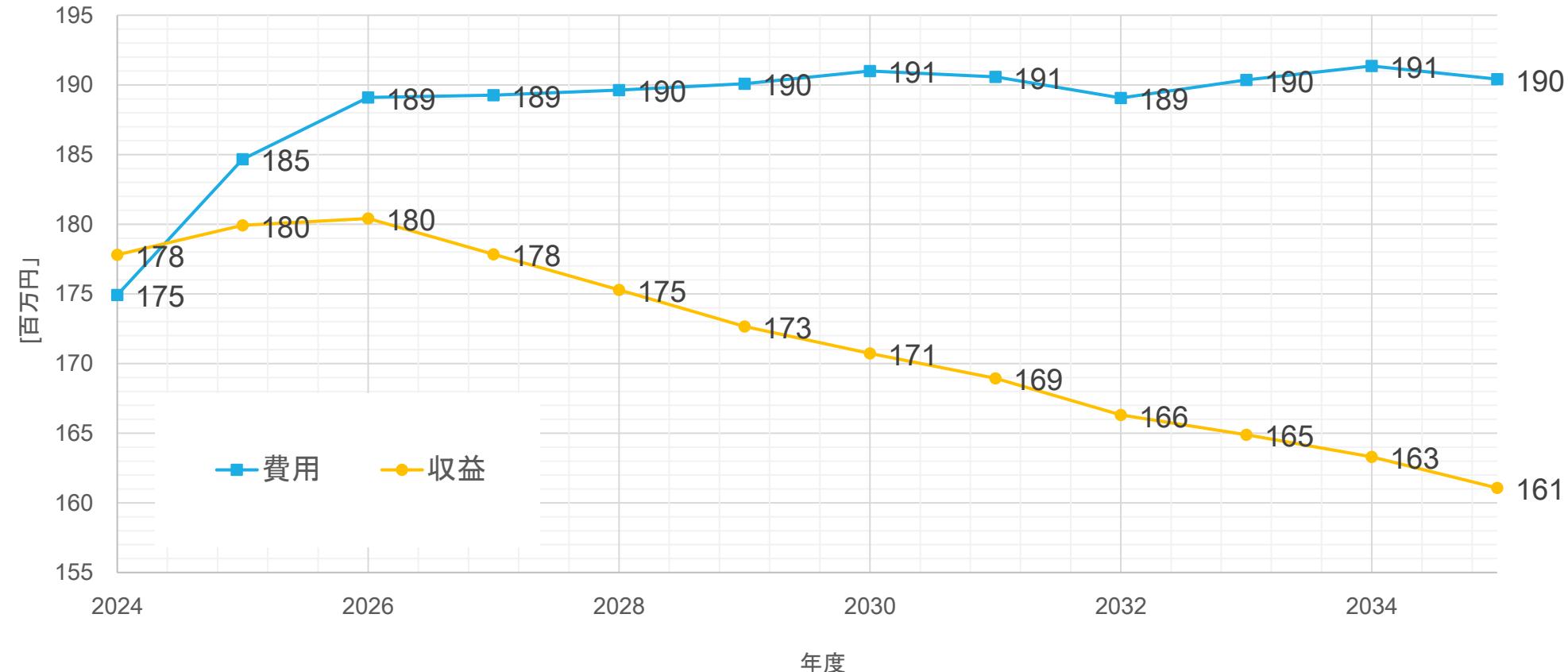


- 10年間の給水収益
644百万円
- 10年間の一般会計繰入金（基準外）※4条分除く
687百万円



(3) 収益と費用の見込み

人口減少に伴い、収益は令和8年度（2026年度）をピークに減収が続く一方で、費用は、減価償却費を中心とする固定的な費用が一定額発生し続けるため、赤字幅が拡大して推移する。



3. 一般会計繰入金の考え方

(1) 基準内繰入金について

水道事業は、独立採算制で運営されることが基本であり、受益者負担による料金収入で賄うことが原則である。ただし、給水人口の減少に伴う料金収入の減少により事業の採算性が著しく低下する場合等は、国の基準に基づく町（一般会計）からの繰入れが認められており、繰入額は財政措置（交付税措置）の対象となっている。

このため、引き続き、経営の安定性を確保する観点から**国の定める基準に基づく繰入れ（基準内繰入れ）については継続することとする。**

なお、基準内繰入れのうち**「高料金対策に要する経費」**については、供給単価（ 1m^3 当たりの収益）が基準より低い本町においては適用ができず、財政措置を受けられないため、一定程度、料金の引き上げも必要と考える。

[参考] 基準内繰入金：高料金対策に要する経費

3. 一般会計繰入金の考え方

自然条件等により建設改良費が割高のため資本費が高額となり、高水準の料金設定をせざるを得ない事業について、料金格差の縮小を目的として、資本費の一部に対して地方交付税措置がある。

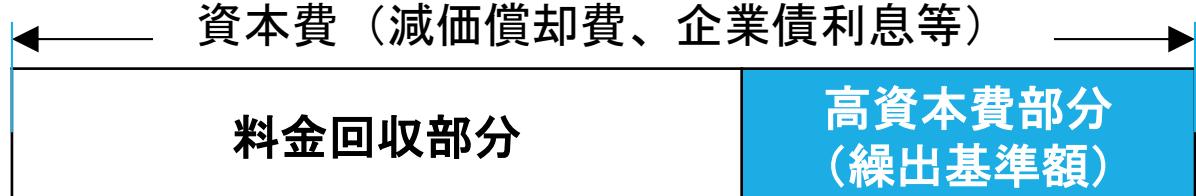
【繰出基準額】 (前々年度の有収水量1m³あたりの資本費 - 162円/m³) × 年間有収水量 × 1／2

	資本費	供給単価
対象要件 ※前々年度の有収水量1m ³ あたり	162円/ m ³ 以上 (全国平均)	177円/ m ³ 以上
安芸太田町 (R6実績)	188円/ m ³	175円/ m ³

※資本費 (円/m³) . . . (減価償却費 + 企業債利息) ÷ 年間有収水量

※供給単価 (円/m³) . . . 水道水1m³の平均販売単価。給水収益 ÷ 年間有収水量

供給単価を現状から2円/m³上昇 (料金を6%以上up) することで、約1千万円が基準内と位置付けられ、交付税措置対象となる。



普通交付税措置 : 繰出基準額 × 0.5
特別交付税措置 : 実繰出額 × 0.8 - 普通交付税措置額
※実繰出額は繰出基準額の範囲内

(2) 基準外繰入金について

基準外繰入は、国の基準に基づかない政策的経費や、財源不足を補うために町が独自に一般会計から繰り入れるものであり、本来企業会計で負担すべき経費を一般会計で補填することとなるため、財政規律が損なわれる可能性もあり、慎重な検討が必要である。

このため、繰入金は、一定の料金引き上げや経営努力を行ってもなお賄いきれない場合に限定した上で、公共施設での水道使用による便益や緊急時の応急給水への対応等も勘案し、過疎債の活用も含めて必要最小限にとどめることを基本とする。

4. 水道料金の改定

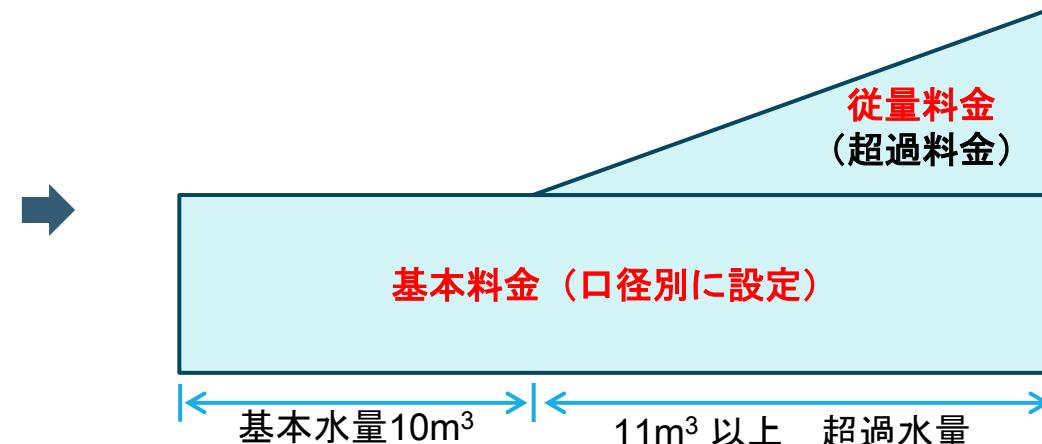
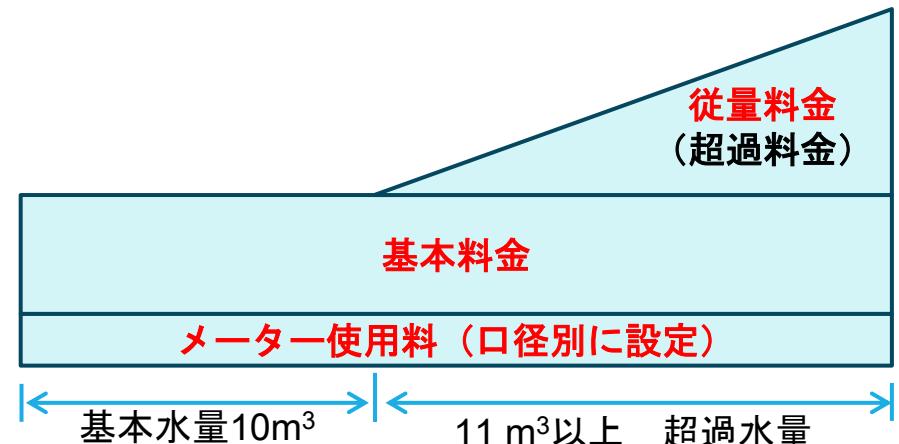
(1) 料金体系

現状：二部料金制（基本料金+従量（超過）料金：均一型）

今後：現行と同様とするが、メーター使用料は基本料金に含める。
基本料金をメータ一口径別に設定する。

現状	
基本料金	基本水量あり（10m ³ /月） 1,371円
メーター使用料	口径別に使用料を設定 (13mm) 73円
超過料金	従量制（1 m ³ 超過する毎に加算） 165円

今後	
基本料金	基本水量あり（10m ³ /月） ※基本料金はメータ一口径別に設定 ※基本水量は下水道使用料見直し時に合わせて検討
超過料金	従量制（1 m ³ 超過する毎に加算）



(2) 料金設定

不足額を給水収益のみで賄う場合、現行料金を2倍に引き上げる必要があり、その結果、県内でも突出した高料金として利用者に過大な負担を強いることとなる。

このため、今後10年間においては、水道事業の経営状況を示す重要な指標でもある「料金回収率※」を60%（簡易水道事業の全国平均58.3%）に維持することを目標に、水道料金を約1,200円/月（20m³）引き上げることとし、なお生じる不足額については基準外繰入れにより補填することとしてはどうか。

また、この場合、料金の引き上げが利用者にとって短い期間での急激な負担増加とならないよう、段階的に新料金へ移行することとしてはどうか。

※料金回収率：給水に係る費用が、どの程度給水収益で賄えているかを表した指標

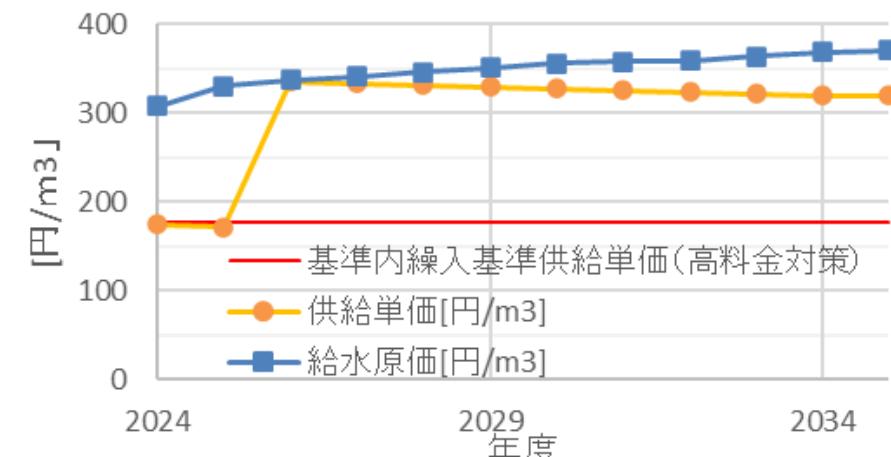
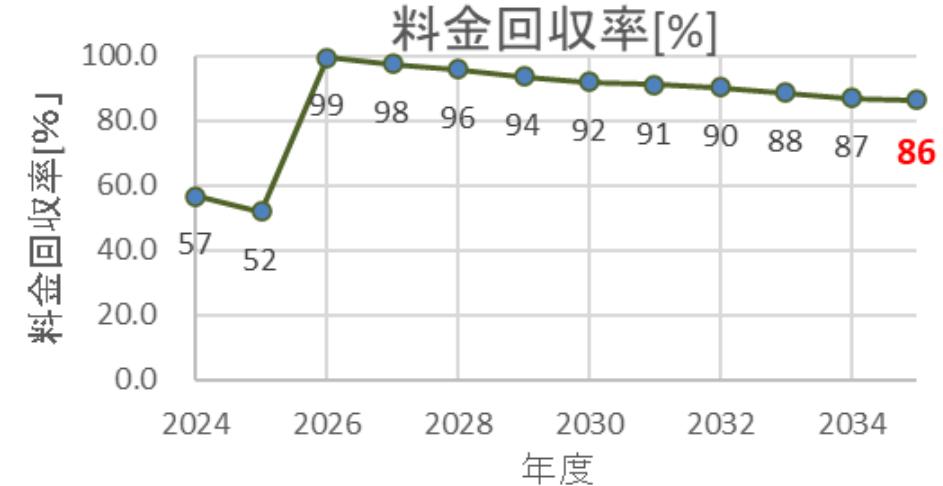
[参考] 基準外繰入れゼロの場合(料金: 3,094円→6,205円)



■一般会計繰入3条(基準外)簡水過疎債償還分
■一般会計繰入3条(基準内)
■その他
■長期前受金戻入
■料金収入
■一般会計繰入3条(基準外)交付税措置無し分

○10年間の給水収益
1,291百万円

○10年間の一般会計繰入金(基準外)※4条分除く
0千円



(3) 改定期

パターンの比較一覧表

区分	現行料金	10年間で1,200円（20m³/月）引き上げ			基準外繰入ゼロの場合
		パターン1 (改定1回)	パターン2 (改定2回)	パターン3 (改定3回)	
水道料金	3,094円	4,294円			6,205円
引き上げ額		1,200円（38.8%up）			3,111円
改定期 (見込)	令和8年度	4,294円 (1,200円up)	3,694円 (600円up)	3,494円 (400円up)	
	令和11年度			3,894円 (400円up)	
	令和13年度		4,294円 (600円up)		
	令和14年度			4,294円 (400円up)	
給水収益（累計※）	644百万円	894百万円	829百万円	816百万円	1,291百万円
R18料金回収率	43%	60%			86%
基準外繰入（累計※）	687百万円	347百万円	412百万円	425百万円	

※ 累計は令和8～17年度までの10年間

※ 毎回の引き上げ額は見込額

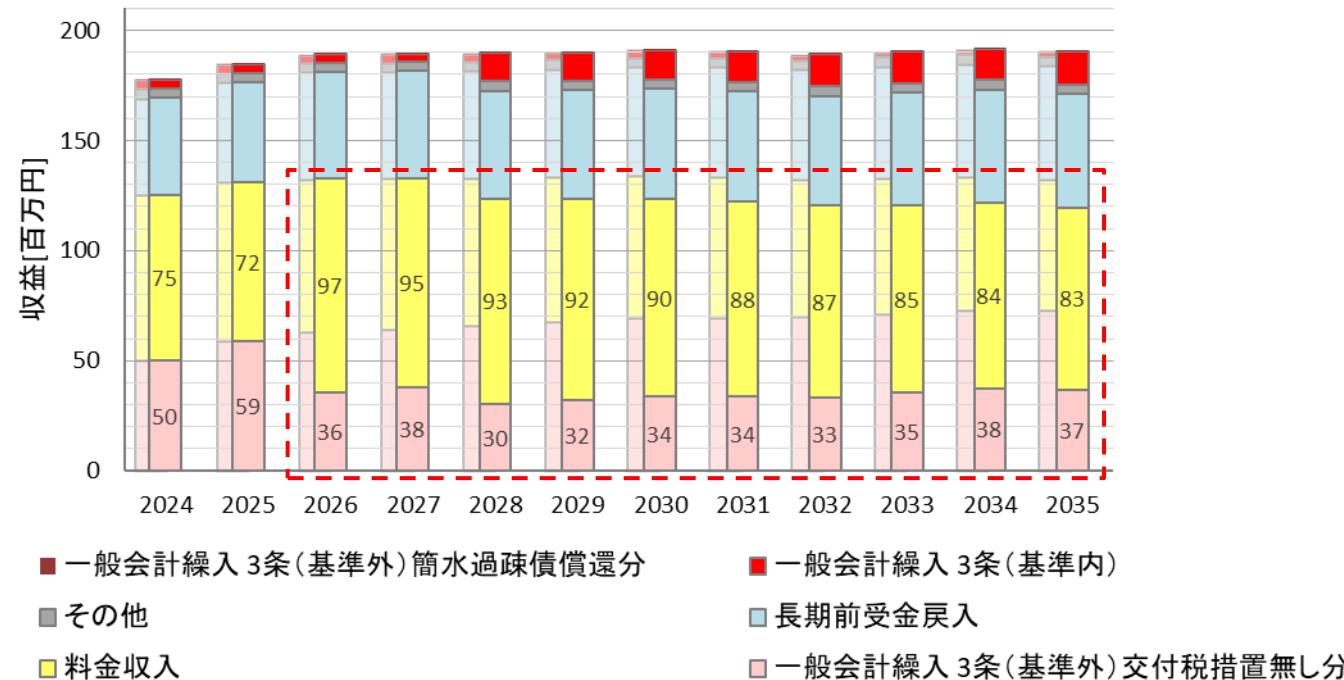
[まとめ]

料金改定は、利用者の負担軽減という観点からは複数回に分けて段階的に引き上げることが望ましいが、その都度システムの改修が必要となり、回数が多いほど費用の増加につながるため、概ね5年を一区切りとして、**2回に分けて引き上げること（パターン2）**としてはどうか。

【料金改定の比較】(それぞれ3条予算収支を0とする)

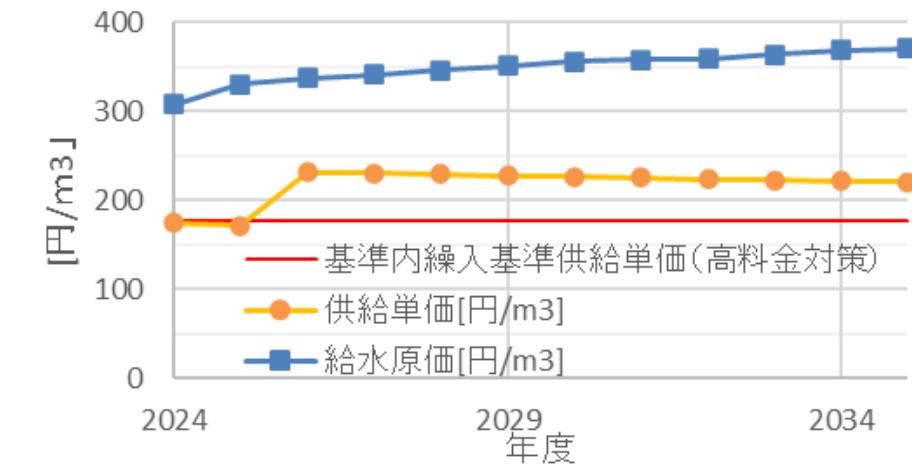
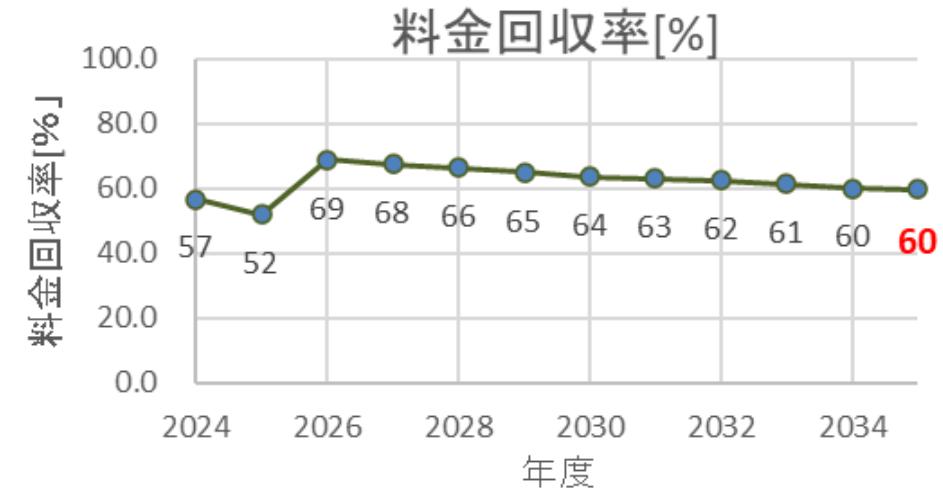
《パターン1》1,200円を1回で改定

収益の構造の推移

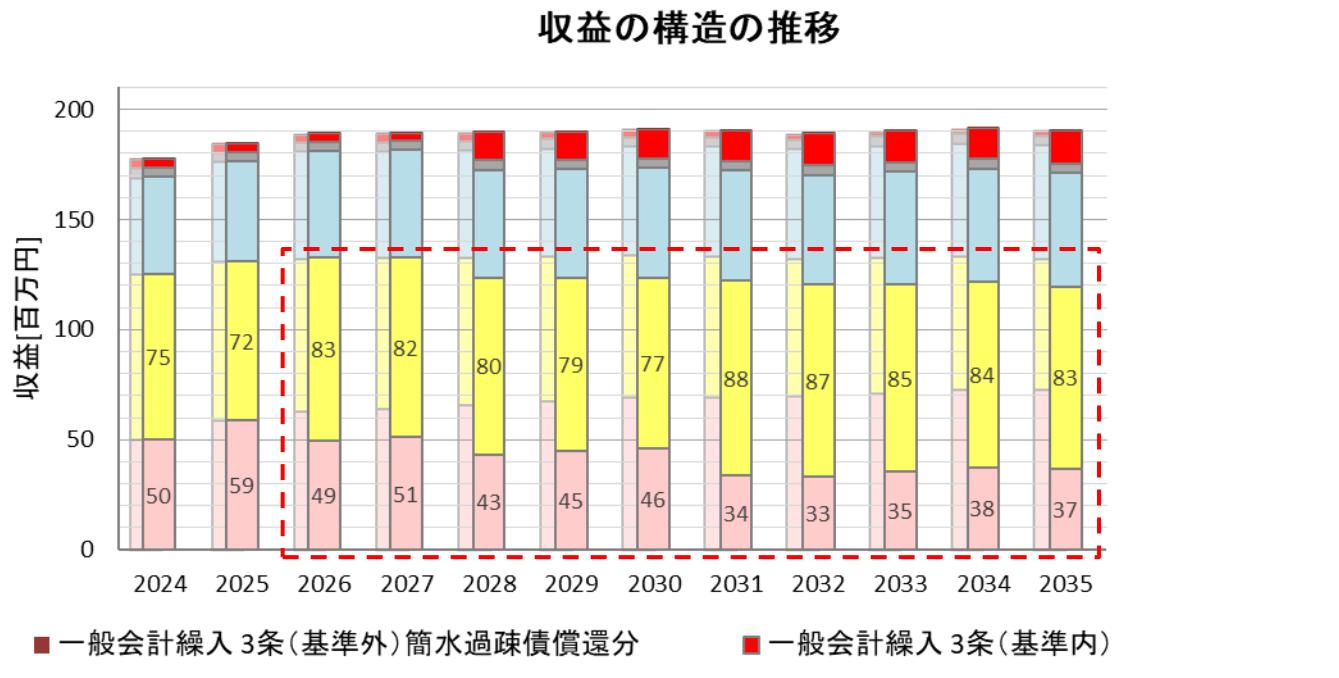


○10年間の給水収益
894百万円

○10年間の一般会計繰入金（基準外）※4条分除く
347百万円

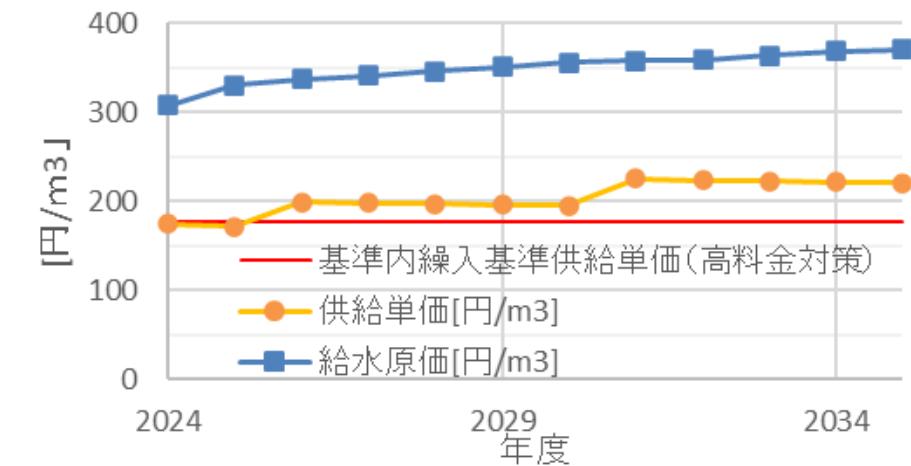
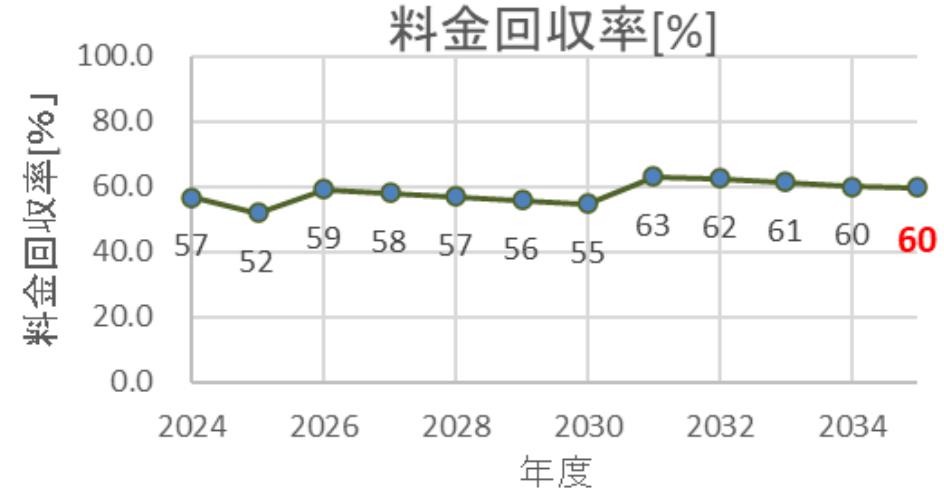


《パターン2》 1,200円を2回に分けて改定



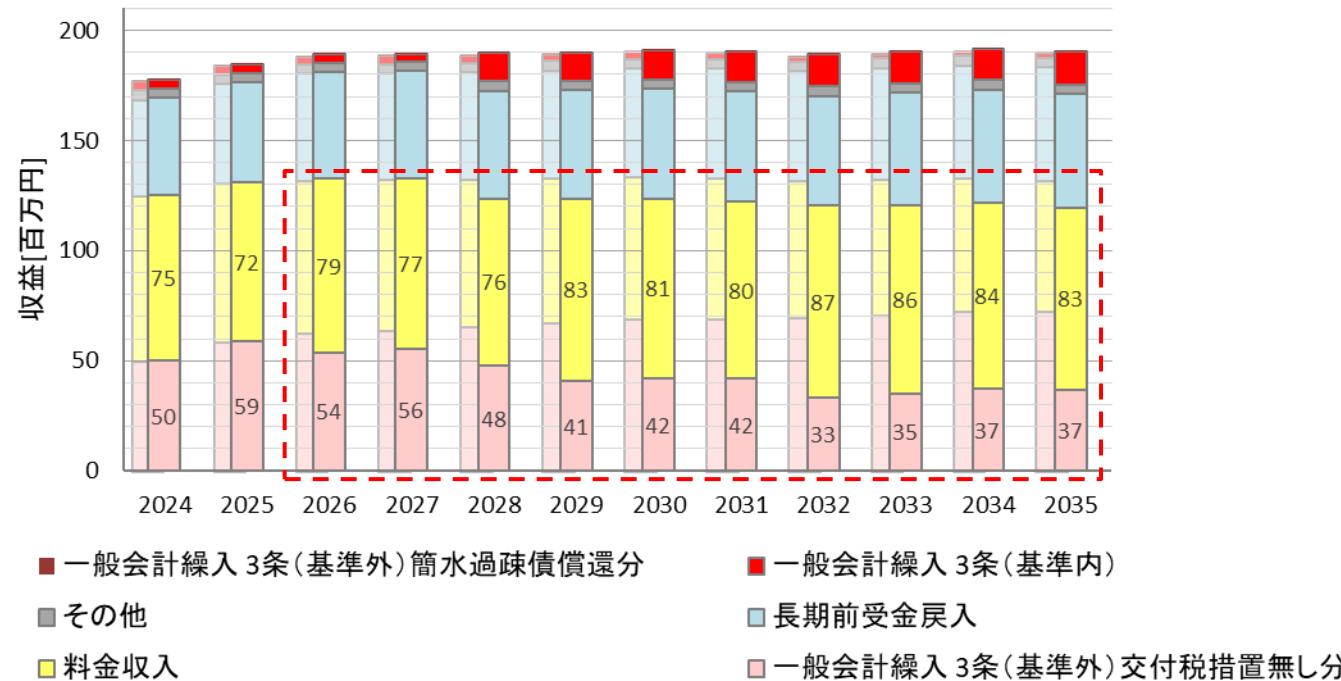
○10年間の給水収益
829百万円

○10年間の一般会計繰入金（基準外）※4条分除く
412百万円



《パターン3》 1,200円を3回に分けて改定

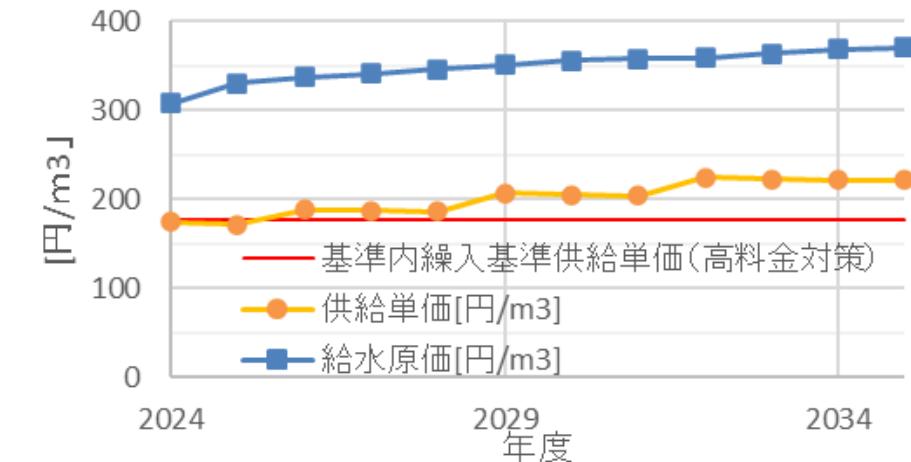
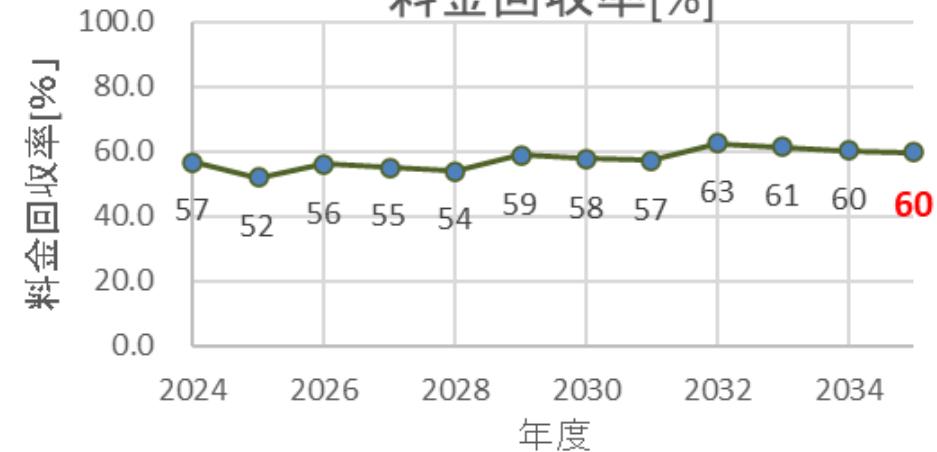
収益の構造の推移



○10年間の給水収益
816百万円

○10年間の一般会計繰入金（基準外）※4条分除く
425百万円

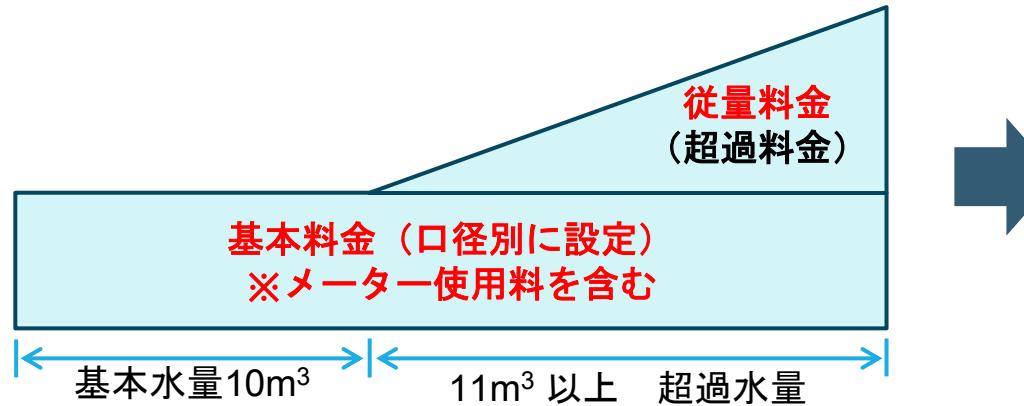
料金回収率[%]



(4) 基本料金と超過料金の配分

水道は生活に不可欠なインフラであるため、基本水量については安価に提供できるよう配慮することとし、基本料金と超過料金の配分割合により引き上げ額を調整してはどうか。

現行



改定のイメージ

